

厚木市教育大綱の改定方針について

1 改定の趣旨

厚木市教育大綱については、令和3年度から令和8年度までを対象期間として策定しておりますが、令和8年度を始期とする第11次厚木市総合計画及び第3次厚木市教育振興基本計画の策定状況を踏まえ、両計画と整合を図るとともに、子育て・教育で選ばれるまちの実現を目指し、大綱においても同時期に内容を見直し、改定するものである。

2 教育大綱について

(1) 教育大綱

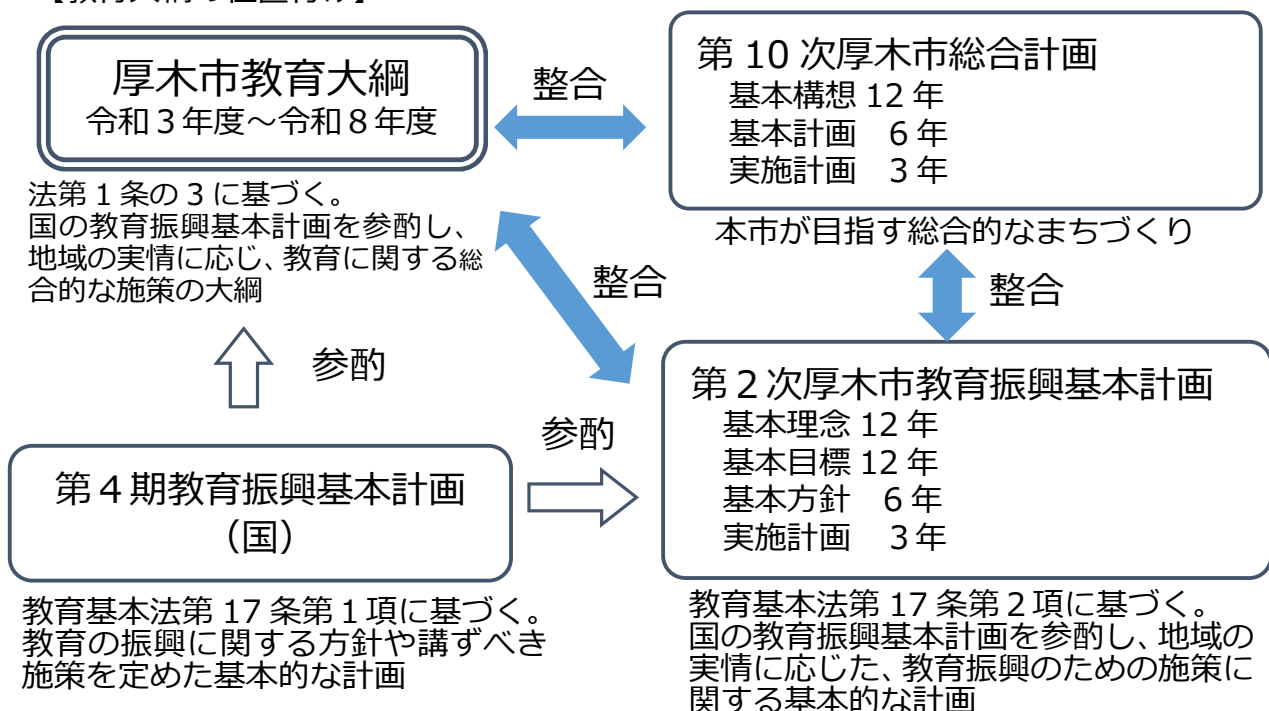
ア 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）第1条の3に基づき、地方公共団体の長は国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされている。教育の総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策を定めるものではない。

イ 首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。

(2) 現厚木市教育大綱（R3～R8）

これまでの厚木市教育大綱は、法に基づき、平成27年7月、平成30年4月、令和3年4月にそれぞれ策定している。3期目となる現在の厚木市教育大綱は、総合計画との整合性が図られた教育振興基本計画を基本に、市の教育政策の目指す方向性を示している。

【教育大綱の位置付け】



【現厚木市教育大綱の概要】

	厚木市教育大綱の内容	備考
基本理念	「未来を担う人づくり」	厚木市教育振興基本計画と同一
基本目標	「つなぐ」「支える」 「伸ばす」 (三つの約束)	教育大綱独自の目標
	「挑戦」「共生」「創造」 (三つの力)	厚木市教育振興基本計画と同一
基本方針	厚木市教育振興基本計画で定めている八つの方針と市長が取り組む二つの方針	3～10は厚木市教育振興基本計画と同一 ※市長が取り組む施策二つは、 1 子育て支援・子育て環境の整備 2 先進的な教育環境の整備

※厚木市教育大綱【別紙：参考資料 1-1】

3 改定方針

(1) 教育大綱と教育振興基本計画の統合

教育大綱は、法で定める策定の趣旨に基づき、教育振興基本計画との整合を図るとともに、教育振興基本計画では網羅していない市長部局の施策も反映し、教育行政の総合的な方針を示すものとして単独で策定してきた。

今般策定する第3次厚木市教育振興基本計画の策定方針では、「子育て・教育で選ばれるまち」の実現に向け、教育委員会が所管する事業だけでなく、社会教育や生涯学習など市長部局が所管する事業の視点を盛り込み、広く本市の教育の在り方を示す計画を策定することとしている。

以上のことから、第3次厚木市教育振興基本計画と教育大綱を統合することで、本市の教育行政が体系化・一本化され、本市が取り組む「子育て・教育で選ばれるまち」の実現を強力に押し進める共通の指針となることから、今回の改定においては一体的なものとして整理し、統合するものとする。

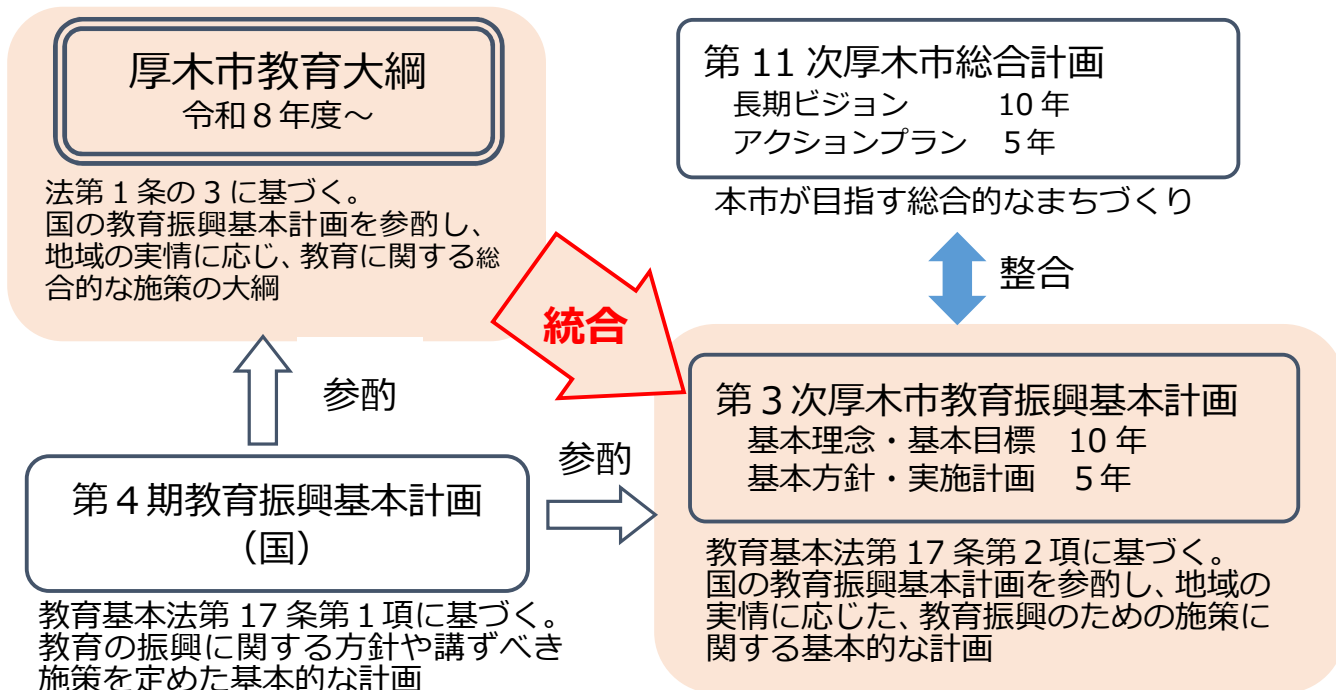
なお、文部科学省による平成26年7月の通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」では、教育大綱の策定は義務としながら、教育振興基本計画やその他の計画を定めている場合には、当該計画をもって大綱に代えることができると規定している。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年7月17日付 26文科初第490号）抜粋

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

【教育大綱の位置付け（統合後）】



(2) 今後の検討事項

ア 計画期間

教育大綱は、長期的な視点で教育に関する総合的な施策に関する方針等を定めるものであることから、本市の中長期計画である第10次総合計画基本計画に合わせ、6年の計画期間として策定してきた。

策定を進める第11次総合計画においては、計画の構成及び期間の考え方を見直すこととなっており、第3次教育振興基本計画においてもこれに合わせた計画期間となることから、教育大綱の計画期間についても併せて検討を行う。

※【第10次総合計画】令和3年度～令和14年度

基本構想 12年

基本計画 6年×2

実施計画 3年×4

【第11次総合計画】

基本構想・基本計画 10年（長期ビジョン）

実施計画 5年（アクションプラン）

イ 教育大綱の位置付け

第3次教育振興基本計画は、「基本理念・基本目標」と「基本方針・実施計画」の2階層で構成する予定であり、教育大綱の位置付けにおいては、「教育の総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」という性質に合致するものとなるよう検討を行う。

例) 第3次厚木市教育振興基本計画の「基本理念・基本目標」をもって教育大綱とする 等

※他市町村の例【別紙：参考資料1-2】

4 市民参加手続

第3次厚木市教育振興基本計画策定時の市民参加手続に準ずる。策定方針で示した案は、次のとおりである。

(7) 審議会等（厚木市教育振興基本計画審議会）

(イ) 意見交換会

(ウ) パブリックコメント

※その他、児童・生徒を対象としたアンケート調査

学校教育以外の分野については市民実感度調査を活用

5 スケジュール

年月	会議等	内容等
R 7	1月27日	第2回総合教育会議 教育大綱改定（統合の方向性）について
	4月上旬	企画部・教育部打合せ 教育大綱策定方針（案）
	4～5月	庁議付議 教育大綱策定方針（案）について
	6月	第1回総合教育会議 教育振興基本計画・教育大綱(案)について
	8月	意見交換会（教育振興基本計画・教育大綱(案)）
	10月	庁議付議 教育振興基本計画・教育大綱(案)策定及びパブコメ実施について
	11月～	パブコメ（教育振興基本計画・教育大綱(案)）
R 8	2月～ 3月	庁議付議 教育振興基本計画・教育大綱(案)策定及びパブコメ結果実施について
		計画策定

基本理念

厚木市教育大綱

未来を担う人づくり

基本目標

三つの 約束

つなぐ

人と人とのつながりを深める教育と、地域で育まれてきた文化・伝統や豊かな自然を未来へつなぐ教育の実現

支える

安心・安全で快適な環境を整備し、一人一人の健やかな心身の成長を支える教育の実現

伸ばす

一人一人が伸び伸びと自分らしく輝けるよう、個性や特長を伸ばす教育の実現

三つの 力

挑戦

自ら学び、鍛え、未来を拓き、夢や可能性に挑み続ける力の育成

共生

自他の命や豊かな感性を大切にし、多様性を認めながら共に生きていく力の育成

創造

変化する社会に自ら進んで関わり、人々と協働してより良い社会を創る力の育成

基本方針

- 1 多様化する子育てニーズに対応した支援を充実させ、笑顔で子育てできる環境をつくりまします。
- 2 先進的な教育を実践し、社会の変化に柔軟に対応できる力を育み、いつでもチャレンジできる環境をつくりまします。
- 3 子どもたちが未来の担い手となるために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、心豊かにたくましく生きる力を培います。
- 4 教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組み、自信とゆとりを持って指導に当たることができるよう支援します。
- 5 地域をつくる人々と共に安心・安全な環境づくりに取り組み、快適に学べる質の高い学習環境を整えとともに、事故や犯罪、災害などから子どもたちを守ります。
- 6 平和や命の尊さ、人権や多様性の大切さを学ぶとともに、誰もが安心して自分の可能性や個性を伸ばせる教育を推進します。
- 7 家庭・地域・学校のつながりをより一層深め、協働して地域の宝である子どもたちを育みます。
- 8 特色ある公民館活動や地域活動による住民同士の学び合いなどを通して、豊かな地域づくりと担い手づくりを推進します。
- 9 ふるさと厚木の自然や歴史、文化・芸術に触れて郷土愛や豊かな感性を育むとともに、生涯にわたって学べる機会の充実を図ります。
- 10 いつまでもいきいきと運動できる環境を整備し、充実したスポーツ・レクリエーション活動を通して活力ある地域づくりを推進します。

対象期間：令和3年度から令和8年度までの6年間

他市町村の例

参考資料1-2

市町村	種別	教育振興基本計画の構成	教育大綱の位置づけ	統合の決定
相模原市	統合	第2次相模原市教育振興計画 (令和2年度～令和9年度) ①3つの基本方針 ②13の目標	「第2次相模原市教育振興計画」をもって大綱とする	令和元年度総合教育会議 (令和2年2月14日開催)
横浜市	統合	第4期横浜市教育振興基本計画 (令和4年度～令和7年度) ①第1章「第4期横浜市教育振興基本計画について(趣旨や視点)」 ②第2章「8の柱(施策)」	「横浜市教育大綱」は本計画の第1章をもって代える	令和3年度総合教育会議 (令3年12月20日開催)
横須賀市	統合	横須賀市教育振興基本計画 (令和4年度～令和11年度) ①目指す教育の姿 ②基本的な方針 ③柱、目標指針 ④施策、事業 等	「横須賀の目指す教育の姿」「基本的な方針」をもって大綱とする	令和3年度第2回総合教育会議(令和4年1月20日開催)
川崎市	統合	かわさき教育プラン第3期実施計画 (平成27年度～概ね10年間) ①基本理念・基本目標 ②基本政策 ③施策 ④事務事業	本市における教育振興基本計画である「かわさき教育プラン第3期実施計画」をもって、教育大綱に代える	令和3年度第2回総合教育会議(令和4年3月23日開催)
伊勢原市	統合	伊勢原市第3期教育振興基本計画 (令和5年度～令和9年度) ①教育ビジョン(基本理念・めざす教育の方向性) ②施策の展開(目標・施策)	教育大綱において定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策については、当該計画の教育ビジョンをもって位置づける	令和4年度総合教育会議 (令和5年1月27日開催)
箱根町	統合	第4期 箱根町教育振興基本計画 (令和5年度～令和8年度) ①基本方針 ②取組目標	第4期箱根町教育振興基本計画は、本町の教育行政を推進するための基本指針となるもので、大綱に代えるものとして位置づける	令和4年度総合教育会議 (令和5年2月28日開催)

市町村	種別	教育振興基本計画の構成	教育大綱の位置づけ	統合の決定
山北町	統合	「第3次山北町教育大綱」を山北町教育振興基本計画に位置付け、定期的に更新する	第3次山北町教育大綱 (令和6年度～令和10年度)	令和5年度第1回山北町総合教育会議(令和5年度11月22日開催)
平塚市	単独	第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～ (令和2年度～令和6年度) ①基本理念 ②3つの基本方針 ③10の個別施策	平塚市教育大綱 (令和6年度～令和9年度) ※内容は教育振興基本計画「①基本理念、②3つの基本方針」と同一である。	-
秦野市	単独	秦野市教育振興基本計画 (令和3年度～令和7年度) ①目指す教育の姿 ②5つの基本方針	秦野市教育大綱 (令和3年度～令和7年度) ※内容は教育振興基本計画「①目指す教育の姿、②5つの基本方針」と同一である。	-
茅ヶ崎市	単独	茅ヶ崎市教育基本計画 (令和3年度～令和12年度) ①基本理念 ②基本方針 ③7つの政策	茅ヶ崎市教育大綱 (令和3年度～令和7年度) ※内容は教育振興基本計画「①基本理念、②基本方針」と同一である。	-
愛川町	単独	愛川町教育振興基本計画 (令和5年度～令和10年度) ①基本理念・基本目標 ②基本方針 ③重点施策	愛川町教育大綱 (令和元年度～) ※内容は教育振興基本計画「①基本理念・基本目標」と同一である。	-
小田原市	単独	第4期小田原市教育振興基本計画 (令和5年度～令和9年度) ①基本目標 ②目指す姿と方向性 ③基本姿勢	小田原市教育大綱 (令和5年度～令和9年度) ※基本目標は教育振興基本計画と同一である。	-
大磯町	単独	大磯わくわくプラン (令和5年度～令和12年度) ①基本目標 ②基本施策	大磯町教育大綱 (令和5年度～) ※基本目標は大磯わくわくプランと同一である。	-
鎌倉市	単独	かまくら教育プラン (平成16年～適宜改訂) 5つの基本方針	鎌倉市教育大綱 (令和2年度～令和6年度)	-

市町村	種別	教育振興基本計画の構成	教育大綱の位置づけ	統合の決定
大和市	単独	・大和市学校教育基本計画 ・大和市生涯学習推進計画 をもって、教育振興基本計画を担うものとする。	大和市教育大綱 (令和2年度～令和6年度) 大綱は、教育振興基本計画やその他計画を含む	-
綾瀬市	単独	第2期綾瀬市教育振興基本計画 (令和3年度～令和12年度) ①基本目標 ②基本方針 ③実行計画	綾瀬市教育大綱 (令和3年度～令和7年度)	-
逗子市	単独	逗子教育ビジョン (平成26年度から概ね20年) ①基本理念 ②目標	逗子市教育大綱 (令和5年度～令和8年度) ①基本理念＝逗子教育ビジョン ②基本方針＝基本構想に位置付けた教育施策の政策の柱	-
藤沢市	単独	藤沢市教育振興基本計画(第3期) (令和2年度～令和6年度) ①基本理念 ②3つの目標 ③5つの基本方針と施策の柱	ふじさわ教育大綱 (平成28年度～)	-
南足柄市	単独	第三次南足柄市学校教育振興基本計画 (令和6年度～令和10年度) ①目標像(めざす子ども像) ②基本理念 ③基本目標	南足柄市教育大綱 (令和6年度～令和9年度)	-
寒川町	単独	第2次寒川町教育振興基本計画 (令和3年度～令和10年度) ①基本理念 ②基本目標 ③基本方針	寒川町教育大綱 (令和3年度～令和6年度)	-
葉山町	単独	第三次葉山町教育総合プラン (令和3年度～令和6年度) ①葉山町の教育のめざすところ ②12の基本施策と、施策の方針等	葉山町教育大綱 (令和3年度～令和6年度) 基本理念＝第四次葉山町総合計画基本理念	-
開成町	単独	開成町教育振興基本計画 (平成31年度～令和6年度) ①開成町人づくり憲章 ②基本方針 ③施策	開成町教育大綱 (令和2年度～令和6年度)	-

市町村	種別	教育振興基本計画の構成	教育大綱の位置づけ	統合の決定
海老名市	単独	策定していない	海老名市教育大綱 (令和5年度～令和8年度)	-
座間市	単独	策定していない	第3期座間市教育大綱 (令和5年度～令和8年度)	-
三浦市	単独	策定していない	鎌倉市教育大綱 (平成28年度～令和7年度)	-
清川村	単独	策定していない	清川村教育大綱 (令和5年度～令和8年度)	-
二宮町	単独	策定していない	二宮町教育大綱 (令和5年度～令和9年度)	-
中井町	単独	策定していない	中井町教育大綱 (令和5年度～令和7年度)	-
大井町	単独	策定していない	大井町教育大綱 (令和5年度～令和8年度)	-
松田町	単独	策定していない	松田町教育大綱 (令和5年度～令和8年度)	-
湯河原町	単独	策定していない	湯河原町教育大綱 (令和6年度～令和9年度)	-
真鶴町	単独	策定していない	真鶴町教育大綱 (令和3年度～令和6年度)	-